

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県行政不服審査会条例（総務私学課） ..... 4
- 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例（総務私学課） ..... 6
- 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（総務私学課） ..... 9
- 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例（行政管理課） ..... 16
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） ..... 17
- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 18
- 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 26
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（総合情報政策課） ..... 27
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（総合情報政策課） ..... 34
- 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例（環境保全課） ..... 34
- 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例（子育て支援課） ..... 35
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課） ..... 37
- 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課） ..... 40

### 規 則

- 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則（総務私学課） ..... 44
- 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（総務私学課） ..... 45
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） ..... 49
- 沖縄県税条例施行規則及び沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 50
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則（総合情報政策課） ..... 98
- 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（総合情報政策課） ..... 98
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（総合情報政策課） ..... 98

### 告 示

- 沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示（総務私学課） ..... 102

### 訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） ..... 103
- 沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令（道路管理課） ..... 103

### 企業局事項

- 沖縄工業用水道供給規程の一部を改正する規程 ..... 103

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県行政不服審査会条例（条例第52号）
  - 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
  - 2 審査会の名称について定めることとした。（第2条）
  - 3 審査会の組織について定めることとした。（第3条）
  - 4 審査会の委員の任命、任期等について定めることとした。（第4条）
  - 5 審査会の会長について定めることとした。（第5条）
  - 6 審査会の専門委員について定めることとした。（第6条）

- 7 審査会の合議体について定めることとした。(第7条)
- 8 審査会の議事について定めることとした。(第8条)
- 9 審査会の庶務について定めることとした。(第9条)
- 10 補則について定めることとした。(第10条)
- 11 委員及び専門委員の守秘義務に係る罰則について定めることとした。(第11条)
- 12 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例(条例第53号)

- 1 条例の趣旨について定めることとした。(第1条)
- 2 手数料の種類及び金額について定めることとした。(第2条)
- 3 手数料の納付時期について定めることとした。(第3条)
- 4 手数料の減免について定めることとした。(第4条)
- 5 手数料の不還付について定めることとした。(第5条)
- 6 過料について定めることとした。(第6条)
- 7 規則への委任について定めることとした。(第7条)
- 8 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第54号)

- 1 次に掲げる条例について、行政不服審査法の施行に伴う規定の整備を行うこととした。<第1条から第10条まで>
  - (1) 沖縄県職員の退職手当に関する条例(第15条関係)
  - (2) 沖縄県附属機関設置条例(別表関係)
  - (3) 沖縄県職員の給与に関する条例(第27条の3関係)
  - (4) 沖縄県税条例(第11条関係)
  - (5) 沖縄県県土保全条例(第4条、第6条及び第17条関係)
  - (6) 沖縄県情報公開条例(目次、第2条、第7条、第16条、第20条から第27条まで及び第29条関係)
  - (7) 沖縄県個人情報保護条例(目次、第24条、第25条、第43条から第46条まで、第54条から第57条まで及び第59条関係)
  - (8) 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(第5条関係)
  - (9) 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例(第1条関係)
  - (10) 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例(第1条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。ただし、(6)の条例第7条関係に係る部分については、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。<附則>

○ 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 子ども生活福祉部北部、中部、南部、宮古及び八重山福祉保健所を、北部、中部、南部、宮古及び八重山福祉事務所に改めることとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正することとした。(附則第2項)

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 採石法及び砂利採取法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理することとした。(別表第3関係)
- 2 この条例は、平成27年12月26日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県税条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 納税証明書について、いずれの県税事務所等(自動車税に係るものにあつては、県税事務所等及び自動車税事務所)においても交付することができるようにすることとした。(第4条関係)
- 2 徴収の猶予(その猶予期間の延長を含む。)の要件及び当該徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等に関する規定を整備することとした。(第10条の2関係)

- 3 徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）を申請する際に申請書に記載する事項及び添付する書類について定めるほか、当該申請に係る補正の手續及び不許可事由等に関する規定を整備することとした。（第10条の3関係）
- 4 徴収の猶予の取消しに関する規定を整備することとした。（第10条の4関係）
- 5 職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の要件及び当該換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等に関する規定を整備することとした。（第10条の5関係）
- 6 職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、知事は滞納者に対し、必要な書類の提出を求めることができることとする。こととした。（第10条の6関係）
- 7 職権による換価の猶予の取消しに関する規定を整備することとした。（第10条の7関係）
- 8 申請による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の要件、申請期限、不適用事由及び当該換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等に関する規定を整備することとした。（第10条の8関係）
- 9 申請による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）を申請する際に申請書に記載する事項及び添付する書類について定めるほか、当該申請に係る補正の手續及び不許可事由等に関する規定を整備することとした。（第10条の9関係）
- 10 申請による換価の猶予の取消しに関する規定を整備することとした。（第10条の10関係）
- 11 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合における担保の徴収に係る規定を整備することとした。（第10条の11関係）
- 12 その他所要の改正を行うこととした。（第44条の2、第44条の3、第54条の3、第54条の4及び第144条並びに附則第15条の2及び附則第15条の4関係）
- 13 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2から11までに係る部分並びに12中第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4関係に係る部分については平成28年4月1日から、12中附則第15条の4関係に係る部分については大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日から施行することとした。（附則第1項）
- 14 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第7項まで）

---

○ 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、同法の条項を引用している規定の整理を行うこととした。（第14条関係）
- 2 平成32年度を目途として、沖縄県産業廃棄物税条例の規定について検討を行うこととする。こととした。（附則第5項関係）
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

---

○ 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（条例第59号）

- 1 条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
- 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
- 3 個人番号の利用について定めることとした。（第3条）
- 4 特定個人情報の提供について定めることとした。（第4条）
- 5 書面の提出義務の免除について定めることとした。（第5条）
- 6 規則への委任について定めることとした。（第6条）
- 7 この条例の施行日は、平成28年1月1日とすることとした。（附則）

---

○ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例（条例第60号）

- 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例は、廃止することとした。（本則）
- 2 この条例は、平成28年1月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第2項）
- 4 条例の施行に伴い、関係条例の一部を改正することとした。（附則第3項）

---

○ 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例（条例第61号）

- 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）

- 2 基金の積立額について定めることとした。(第2条)
- 3 基金の管理について定めることとした。(第3条)
- 4 運用益金の処理について定めることとした。(第4条)
- 5 基金の処分について定めることとした。(第5条)
- 6 規則への委任について定めることとした。(第6条)
- 7 この条例は、平成28年2月15日から施行することとした。(附則)

○ 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例(条例第62号)

- 1 次に掲げる条例について、施設等に配置する保育士に、国家戦略特別区域限定保育士を含むこととする規定の整備を行うこととした。<第1条から第4条まで>
  - (1) 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(第1条関係)
  - (2) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(第2条関係)
  - (3) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第3条関係)
  - (4) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(第4条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。<附則>

○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第63号)

- 1 特定遊興飲食店営業に係る許可申請手数料、許可証再交付手数料、相続承認申請手数料、法人合併承認申請手数料、法人分割承認申請手数料、営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料、許可証の書換え手数料、特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料、認定証再交付手数料及び管理者講習受講手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。ただし、3については、平成28年3月23日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 準備行為として施行日前に行われる特定遊興飲食店営業の許可申請手数料の徴収根拠を定めることとした。(附則第2項及び附則第3項)

○ 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第64号)

- 1 風俗営業に係る営業延長許容時間及び営業延長許容地域を定めることとした。(第4条関係)
- 2 ゲームセンター等への年少者の立入制限を定めることとした。(第7条関係)
- 3 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業に係る受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業の営業時間の終期を改めることとした。(第10条、第15条及び第19条関係)
- 4 特定遊興飲食店営業に係る営業所設置許容地域、特定遊興飲食店営業者に対する営業時間の制限、深夜における騒音及び振動の規制その他必要な遵守事項について定めることとした。(第22条から第25条まで関係)
- 5 風俗環境保全協議会を置く地域を定めることとした。(第28条関係)
- 6 その他規定の整理を行うこととした。(第3条、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第21条、第26条、第27条、第29条及び別表第1から第3まで関係)
- 7 この条例は、平成28年6月23日から施行することとした。(附則)

## 条 例

沖縄県行政不服審査会条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第52号

## 沖縄県行政不服審査会条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

**第2条** 法第81条第1項の機関の名称は、沖縄県行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

**第3条** 審査会は、委員6人以内で組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

**第5条** 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

**第6条** 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条第5項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

**第7条** 審査会は、委員のうちから、会長が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(議事)

**第8条** 前条第1項の合議体は、これを構成する全ての委員の、同条第2項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 前条第1項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

3 前条第2項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)

**第9条** 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

**第11条** 第4条第5項（第6条第4項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第53号

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による不服申立てに係る書面等及び主張書面等の写し並びに電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

**第2条** 次に掲げる者は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第38条第1項（法第66条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による書面又は書類の写しの交付を受けようとする者
- (2) 法第38条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者
- (3) 法第78条第1項の規定による主張書面又は資料の写しの交付を受けようとする者
- (4) 法第78条第1項の規定による電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受けようとする者

(手数料の納付時期)

**第3条** 手数料は、写し又は書面の交付を受ける際に納付しなければならない。

(手数料の減免)

**第4条** 知事は、特別の理由があると認める者については、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の不還付)

**第5条** 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(過料)

**第6条** 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないとき

は、5万円とする。)以下の過料に処する。

(規則への委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**別表** (第2条関係)

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
審理手続に係る書面又は書類の写しの交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき審理員(他の条例に特別の定めがある場合にあつては、当該条例で定める機関)が行う書面等の写しの交付	ア 日本工業規格A列3番(以下「A3」という。)以下の大きさの用紙に白黒で複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき10円
審理手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第38条第1項の規定に基づき審理員(他の条例に特別の定めがある場合にあつては、当該条例で定める機関)が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	イ A3の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき80円 ウ 日本工業規格A列4番以下の大きさの用紙にカラーで複写され、又は出力されたものの交付 交付する用紙1枚につき50円
調査審議手続に係る主張書面又は資料の写しの交付手数料	法第78条第1項の規定に基づき沖縄県行政不服審査会が行う主張書面等の写しの交付	
調査審議手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料	法第78条第1項の規定に基づき沖縄県行政不服審査会が行う電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	

**備考**

- 1 両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 2 複写機による複写、又は出力する用紙については、原則として、A3以下の大き



さの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3の大きさの用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 沖縄県条例第54号

### 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(沖縄県附属機関設置条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理に関すること。

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）  
第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、第6

を

条第4項及び第8条第2項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第17条第3項の規定に基づく不服申立てに関する事項について審査し、又は知事に意見を述べること。

地方自治法第251条第1項に規定する普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、同法第252条の2第1項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び同法第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の審査請求又は同法の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理に関すること。

に改める。

沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）第4条第5項の規定に基づく同意又は不同意、第6条第4項及び第8条第2項の規定に基づく許可又は不許可の処分及び第17条第4項及び第5項の規定に基づく審査請求に関する事項について審査し、又は知事に答申すること。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

**第3条** 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（沖縄県税条例の一部改正）

**第4条** 沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(沖縄県県土保全条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県県土保全条例（昭和48年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6条第4項中「の意見を聴かなければ」を「に諮問しなければ」に改める。

第17条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「処分」の次に「又は第6条若しくは第8条の規定に基づく申請に係る不作為」を加え、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「前項の決定をしようとする」を「第1項の審査請求がされた」に改め、「ときは、」の次に「当該審査請求が不合法であり却下する場合を除き、」を加え、「の意見を聴かなければ」を「に諮問しなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 前項の規定による諮問は、法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第17条第2項中「前項の異議申立てに対する決定」を「第1項の審査請求に対する裁判」に、「異議申立てを受理した日から60日」を「審査請求がされた日（法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から90日」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、知事は、当該審査請求に係る必要な調査に日時を要する場合その他の特別な理由がある場合は、沖縄県土地開発審査会に諮り、これを延長することができる。この場合において、知事は、審査請求人及び参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第17条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(沖縄県情報公開条例の一部改正)

**第6条** 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第2条第2項中「記録をいう。」の次に「第27条第1項及び第2項を除き、」を加

える。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第7号ア中「又は試験」を「試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号オ中「、国」を削る。

第16条第1項中「第21条」を「第21条第3項」に改め、同条第3項中「第20条及び第21条」を「第21条第1項及び第3項」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

### 第3章 審査請求等

第20条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第20条** 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第21条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県情報公開審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第22条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」

を「審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第23条第1項中「第20条」を「第21条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第25条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第27条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第24条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（沖縄県個人情報保護条例の一部改正）

**第7条** 沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正

する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第24条第1項中「第44条」を「第44条第3項」に改め、同条第3項中「第43条及び第44条」を「第44条第1項及び第3項」に改める。

第25条第1項中「記録をいう。」の次に「第57条第1項及び第2項を除き、」を加える。

第3章第4節の節名を次のように改める。

#### 第4節 審査請求

第43条を次のように改める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

**第43条** 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第44条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。））」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、沖縄県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止

をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第45条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第46条中「第43条」を「第44条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第54条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第55条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第56条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第57条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第57条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第54条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見

書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第59条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第8条** 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

**第9条** 沖縄県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年沖縄県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

(沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の一部改正)

**第10条** 沖縄県障害児通所給付費等不服審査会設置条例（平成24年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第6条中沖縄県情報公開条例第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

---

沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志



**沖縄県条例第55号****沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例**

沖縄県行政機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（福祉事務所）」に改め、同条第1項中「及び保健」を削り、「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同条第2項の表以外の部分中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改め、同項の表中「沖縄県北部福祉保健所」を「沖縄県北部福祉事務所」に、「沖縄県中部福祉保健所」を「沖縄県中部福祉事務所」に、「沖縄県南部福祉保健所」を「沖縄県南部福祉事務所」に、「沖縄県宮古福祉保健所」を「沖縄県宮古福祉事務所」に、「沖縄県八重山福祉保健所」を「沖縄県八重山福祉事務所」に改め、同条第3項中「福祉保健所を」を「福祉事務所を」に、「各福祉保健所」を「各福祉事務所」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 2 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「福祉保健所」を「福祉事務所」に改める。

---

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県条例第56号****沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第3採石業務管理者試験合格者と同等資格の認定申請手数料の項中「第32条の4第1項第5号口」を「第32条の4第1項第6号口」に改め、同表砂利採取業務主任者試験合格者と同等資格の認定申請手数料の項中「第6条第1項第5号口」を「第6条第1項第6号口」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年12月26日から施行する。

---

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県条例第57号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前3項の規定にかかわらず、知事は、第13条第1項の規定による証明書の交付に関する事項を当該交付の請求を受けた県税事務所等の長（自動車税に係るものにあつては、県税事務所等及び自動車税事務所の長）に委任する。

第10条の次に次の10条を加える。

（徴収猶予の要件等）

- 第10条の2** 知事は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

- 2 知事は、納税者又は特別徴収義務者につき、徴収金の法定納期限（随時に課する県税については、その県税を課することができることとなつた日）から1年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるとき

は、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その徴収を猶予する。

3 知事は、前2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長する。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて2年を超えないものとする。

4 知事は、徴収の猶予又は前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入については、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この節において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この節において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

5 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更することができる。

6 知事は、第4項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨並びに当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額を徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知する。

7 前項の規定は、第5項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額の変更について準用する。

（徴収猶予の申請手続等）

**第10条の3** 徴収の猶予（前条第1項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事

- 情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。
- 2 徴収の猶予（前条第2項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。
- 3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の規定により添付すべき書類（猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合における施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第1項（法第15条第1項第1号、第2号又は第5号（同項第1号又は第2号に該当する事実と類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると知事が認めるときは、添付することを要しない。
- 5 知事は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。
- 6 知事は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求

める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

7 第5項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

8 知事は、第1項から第3項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項から第3項までの規定に該当すると認められるときであつても、法第15条の2第9項第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。

(徴収猶予の取消し)

**第10条の4** 徴収の猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る徴収金を一時に徴収する。

(1) 第10条の2第6項又は第7項の規定により通知された各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入しないとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

(2) 法第15条の3第1項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当するとき。

(職権による換価の猶予の要件等)

**第10条の5** 知事は、滞納者が法第15条の5第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予又は第10条の8第1項の規定による換価の猶予（以下この節において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、1年を超えないものとする。

2 第10条の2第3項から第7項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この節において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第10条の2第3項中「当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その」とあるのは「その」と、第10条の2第4項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を

困難とする金額として施行令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。)を」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

(職権による換価の猶予に必要な書類の提出の要求)

**第10条の6** 知事は、職権による換価の猶予又は前条第2項において読み替えて準用する第10条の2第3項の規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類又は前条第2項の規定において読み替えて準用する第10条の2第4項の規定により分割して納付し、又は納入させるために必要な書類の提出を求めることができる。

(職権による換価の猶予の取消し)

**第10条の7** 第10条の4の規定は、職権による換価の猶予の取消しについて準用する。この場合において、同条中「次の」とあるのは「第10条の5第1項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の」と、同条第1号中「第10条の2第6項」とあるのは「第10条の5第2項において準用する第10条の2第6項」と、同条第2号中「法第15条の3第1項第1号又は第3号から第6号まで」とあるのは「法第15条の5の3第2項において準用する法第15条の3第1項第1号、第3号、第4号又は第6号」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の要件等)

**第10条の8** 知事は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該徴収金の納期限から6月以内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予する。

2 前項の規定は、当該申請に係る徴収金以外の徴収金（法第15条の6第2項各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合には、適用しない。

3 第10条の2第3項から第7項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、第10条の2第4項中「金額を」とあるのは「金額（その納付又は納入を困難とする金額として施行令第6条の9の3第2項で読み替えて準用する同条第1項で定める額を限度とする。）を」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。

る」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の申請手続等)

**第10条の9** 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定において準用する第10条の2第3項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の規則で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の規則で定める書類を添付し、これを知事に提出しなければならない。

3 第10条の3第5項から第8項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、同条第5項及び第8項中「第1項から第3項まで」とあるのは「第10条の9第1項又は第2項」と、同条第8項中「前条第1項から第3項まで」とあるのは「第10条の8第1項又は同条第3項において準用する前条第3項」と、「法第15条の2第9項第1号から第3号まで」とあるのは「法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(申請による換価の猶予の取消し)

**第10条の10** 第10条の4の規定は、職権による換価の猶予の取消しについて準用する。この場合において、同条第1号中「第10条の2第6項」とあるのは「第10条の8第3項において準用する第10条の2第6項」と、同条第2号中「法第15条の3第1項第1号」とあるのは「法第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第1項第1号」と読み替えるものとする。

(担保の徴取)

**第10条の11** 知事は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを

徴する。ただし、その猶予に係る金額が50万円以下である場合、その猶予に係る期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

第44条の2第1項ただし書中「当該法人税割額」の次に「又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第44条の3第1項ただし書中「当該法人税割額」の次に「又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて法第72条の33第3項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が法第72条の39第1項若しくは第2項若しくは法第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額」を加え、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第54条の3第1項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第17項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。



第54条の4第1項ただし書中「又は付加価値割額」を「若しくは付加価値割額又は当該申立てに係る租税特別措置法第68条の88第18項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて法第53条第23項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第55条第1項若しくは第2項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額」に改め、同条第2項ただし書中「50万円」を「100万円」に改め、「である場合」の次に「、その猶予の期間が3月以内である場合」を加え、同条第3項中「ときは」を「場合には」に改める。

第144条第2項中「住民票の抄本（法人にあつては、登記簿の謄本）」を「当該申告又は報告をする者が本人であることを確認するために知事が適当と認める書類」に改める。

附則第15条の2第2項第1号イ(ウ)中「エネルギー消費効率であつて」を「基準エネルギー消費効率であつて」に改める。

附則第15条の4第1項第3号中「第2条第14項」を「第2条第16項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の次に10条を加える改正規定並びに第44条の2、第44条の3、第54条の3及び第54条の4の改正規定並びに次項から附則第6項までの規定 平成28年4月1日

(2) 附則第15条の4の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第41号）の施行の日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第10条の2から第10条の4まで及び第10条の11（新条例第10条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第10条の2第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条の5から第10条の7まで及び第10条の11（新条例第10条の5第1項の規

定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条の8から第10条の11（新条例第10条の8第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）までの規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（県民税に係る経過措置）

- 5 新条例第44条の2第2項及び第44条の3第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第44条の2第1項又は第44条の3第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正前の沖縄県税条例（以下「旧条例」という。）第44条の2第1項又は第44条の3第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

- 6 新条例第54条の3第2項及び第54条の4第2項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に申請される新条例第54条の3第1項又は第54条の4第1項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された旧条例第54条の3第1項又は第54条の4第1項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 7 新条例第144条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる同条第1項の規定による申告書又は報告書（以下「申告書等」という。）の提出について適用し、同日前に行われた旧条例第144条第1項の規定による申告書等の提出については、なお従前の例による。

---

沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第58号

**沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例**

沖縄県産業廃棄物税条例（平成17年沖縄県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に、「第15条の2」を「第15条の2の3」に改める。

附則第5項中「平成27年度」を「平成32年度」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第59号

### 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（個人番号の利用）

**第3条** 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が

行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(特定個人情報の提供)

**第4条** 法第19条第9号に規定する条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関欄に掲げる機関に対し、同表の事務欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供する場合とする。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(書面の提出義務の免除)

**第5条** 第3条第2項本文の規定により特定個人情報を利用し、又は前条本文の規定によりその提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

**第6条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

機関	事務
1 知事	高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の生徒又は学生の保護者等（同法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	療育手帳（知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
6 教育委員会	沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年沖縄県条例第8号）による修学奨励金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳の交付及び知的障害と判定された者の療育手帳に記載されている障害の程度に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関

		<p>する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報又は療育手帳関係情報であって規則で定めるもの</p>
5 知事	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
6 知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

7 知事	児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	療育手帳関係情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

## 別表第3 (第4条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 知事	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
2 知事	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費補助金関係情報」という。）であって規則で定めるもの
3 知事	生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務で	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関



	あつて規則で定めるもの		する情報、特別支援教育就学奨励費補助金関係情報又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて規則で定めるもの
4 教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
5 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
6 教育委員会	高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
7 教育委員会	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第60号

## 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年沖縄県条例第44号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項及び第3条第1項に規定する手数料であって、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第61号

## 沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金条例

(設置)

**第1条** 石油貯蔵施設（石油精製業者等（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第5条第1項に定める石油精製業者等及び石油の貯蔵の業務を専ら当該石油精製業者等の委託を受けて行う法人、同法第10条第1項に定める石油ガス輸入業者及び液化石油ガスの貯蔵の業務を専ら当該石油ガス輸入業者の委託を受けて行う法人並びに経済産業大臣及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構をいう。）が新設、増設又は保有する石油の貯蔵施設をいう。）の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、当該地域の環境の状況の監視に用いる測定機器及び分析機器の整備を行うことを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県石油貯蔵施設周辺環境監視測定機器等整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

**第5条** 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成28年2月15日から施行する。

---

国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公

布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県条例第62号

## 国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴う関係条例の整備に関する条例

(沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

**第1条** 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例(平成24年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第2条** 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第85号)の一部を次のように改正する。

第39条第2号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第4条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例**

(平成25年沖縄県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県条例第63号**

**沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**

沖縄県警察関係手数料条例(昭和47年沖縄県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1風適法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可に関する事務の項中「第7条」を「第8条」に改め、同表風適法第9条第1項の規定に基づく風俗営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務の項中「構造又は設備の変更承認申請手数料」を「風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料」に改め、同表風適法第20条第10項において準用する第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更承認(以下単に「承認」という。)に関する事務の項中「以下」の次に「この項において」を加え、同表に次のように加える。

風適法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務	特定遊興飲食店営業許可申請手数料	
	1 3月以内の期間を限って営む営業	14,000円
	2 その他の営業	24,000円
	備考	
	1 特定遊興飲食店営業許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、	

	それぞれ右欄に定める額から8,000円を減じた額とする。 2 風適法第31条の23において準用する同法第4条第3項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料の額は、それぞれ右欄に定める額に6,800円を加算した額とする。	
風適法第31条の23において準用する同法第5条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の再交付に関する事務	特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料	1,100円
風適法第31条の23において準用する同法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続承認の申請に関する事務	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	8,600円
	備考 特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の相続承認を受けようとする場合にあっては、当該他の承認に係る手数料の額については、3,800円	
風適法第31条の23において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の法人の合併承認申請に関する事務	特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料	11,000円
	備考 特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の合併承認を受けようとする場合にあっては、当該他の合併承認に係る手数料については、3,300円	
風適法第31条の23において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業	特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料	11,000円
	備考 特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業の法人の分割承認を	

の法人の分割承認申請に関する事務	受けようとする場合にあっては、当該他の分割承認に係る手数料については、3,300円	
風適法第31条の23において準用する同法第9条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認に関する事務	特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円
風適法第31条の23において準用する同法第9条第4項の規定に基づく特定遊興飲食店営業許可証の書換えに関する事務	特定遊興飲食店営業許可証の書換え手数料	1,400円
風適法第31条の23において準用する同法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	特例特定遊興飲食店営業者の認定申請手数料	13,000円
	備考 特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする場合にあっては、当該他の認定に係る手数料の額については、10,000円	
風適法第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定証	特例特定遊興飲食店営業者の認定証再交付手数料	1,100円

再交付に関する事務		
風適法第31条の23において準用する同法第24条第6項の規定に基づく特定遊興飲食店営業所の管理者に対する講習に関する事務	特定遊興飲食店営業管理者講習受講手数料	講習1時間につき650円

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成28年3月23日から施行する。

(特定遊興飲食店営業の許可の準備行為に係る手数料の徴収)

- 2 施行日前において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定により同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可に関し必要な準備行為として行う特定遊興飲食店営業許可の申請に対する審査については、当該申請が3月以内の期間を限って営む営業に係るものにあつては1件につき14,000円、その他の営業に係るものにあつては1件につき24,000円の手数料を徴収する。
- 3 前項の場合において、同項の許可を受けようとする者が沖縄県において同時に他の特定遊興飲食店営業許可を受けようとする場合における当該他の特定遊興飲食店営業許可に係る手数料の額は、それぞれ同項に定める額から8,000円を減じた額とする。

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志



## 沖縄県条例第64号

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例  
の一部を改正する条例

沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条第1項第2号中「第7条第1項に規定するものをいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「の敷地」を「（以下「保全対象施設」という。）の敷地」に改め、「次号において「保護施設敷地」という。」を削り、同項第3号中「保護施設敷地」を「保全対象施設の敷地」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（風俗営業の営業時間の特例）

**第4条** 法第13条第1項第1号の条例で定める習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

- (1) 旧盆（旧暦7月14日から同月16日までの日） 沖縄県の全域
- (2) 年末・年始（12月21日から翌年1月3日までの日） 沖縄県の全域
- (3) その他公安委員会が定める日 公安委員会が指定する地域

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで
- (2) 沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで

3 第1項各号に掲げる日に係る当該各号で定める地域及び前項各号に掲げる地域につき法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

第5条を削る。

第6条の見出し中「騒音」を「風俗営業の騒音」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項第2号及び第4号中「風俗営業」を「営業」に、同条第2項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、同項第1号中「とばく」を「賭博」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(ゲームセンター等への年少者の立入制限)

**第7条** 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後8時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1号及び第2号中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第10条とする。

第11条の2中「第10条各号」を「第9条各号」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第29条とし、第12条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

**第28条** 法第38条の4の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 那覇市松山1丁目及び松山2丁目

(2) 沖縄市上地一丁目及び上地二丁目

第11条の12を第21条とし、同条の次に次の5条を加える。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

**第22条** 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 第4条第2項各号に掲げる地域

(2) 児童福祉施設（児童発達支援センターを除く。）、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域以外の地域

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

**第23条** 特定遊興飲食店営業者は、沖縄県の全域において、午前5時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の数値)

**第24条** 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

**第25条** 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号及び第3号から第5号まで並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 午後6時後午後10時前の時間において18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

(深夜における飲食店営業の騒音及び振動の数値)

**第26条** 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

第11条の11を第20条とする。

第11条の10中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第19条とする。

第11条の9を第18条とする。

第11条の8中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

第11条の7を第16条とする。

第11条の6中「日出時」を「午前6時」に改め、同条を第15条とする。

第11条の5を第14条とする。

第11条の4中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第13条とする。

第11条の3を第12条とする。

別表第1中「第6条」を「第5条、第24条、第26条」に改め、

「

昼 （日出時から日没 時まで）	間	夜 （日没時から翌日 の午前零時まで）	間	深 （午前零時から日 出時まで）	夜
-----------------------	---	---------------------------	---	------------------------	---

を

」

「

昼 （午前6時後午後 6時前）	間	夜 （午後6時から翌 日の午前零時前）	間	深 （午前零時から午 前6時まで）	夜
-----------------------	---	---------------------------	---	-------------------------	---

に改める。

」

別表第2中「第10条」を「第9条」に改める。

別表第3中「第10条、第11条の3、第11条の5、第11条の9、第11条の11、第11条の12」を「第9条、第12条、第14条、第18条、第20条、第21条」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

**規 則**

沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第78号**

**沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成27年沖縄県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付方法)

**第2条** 条例第2条の規定により納付しなければならない手数料は、写し又は書面の交付手数料納付書（第1号様式）に沖縄県証紙を貼って納付しなければならない。

(手数料の減免)

**第3条** 条例第4条の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者は、写し又は書面の交付を求めるときに、併せて、写し又は書面の交付手数料減免申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、手数料の減額又は免除を受けようとする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

**第4条** 条例第2条の規定により写し又は書面の交付を受ける者は、同条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、写し又は書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手により納付しなければならない。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**第1号様式（第2条関係）**

写し又は書面の交付手数料納付書		年 月 日
沖 縄 県 知 事 殿		審査請求人（参加人）氏名 印
年 月 日	付文書で写し又は書面を交付する旨通知のあった、下記の写し又は書面の交付に係る手数料を沖縄県証紙により納付します。	
記		
1 納付金額	円	
2 交付対象書面等及び枚数		
(1)	枚	
(2)	枚	
沖縄県証紙貼付欄		

--	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

**第2号様式** (第3条関係)

写し又は書面の交付手数料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

審査請求人(参加人)氏名 印

年 月 日付け文書で請求した写し又は書面の交付に関し、写し又は書面の交付手数料について、沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例第4条の規定による手数料の減免を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

手数料の減免の申請に係る交付対象書面等及び枚数	(1) _____ 枚 (2) _____ 枚	
手数料の減免を受けようとする理由		

- 注1 条例施行規則第3条第2項に規定する書面の写しを添付してください。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。  
 平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第79号**

**行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則**

(沖縄県財務規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)の一部を次のように改正する。

様式第29号(その1)及び様式第29号(その2)中「30日」を「3月」に、「第4条」を「第2条」に、「ご了承」を「御了承」に改める。

(沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県青少年保護育成条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第128号)の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第10号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。  
 (沖縄県県土保全条例施行規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県県土保全条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第2条の3の見出し及び第3条の2の見出し中「の意見を聴くべき」を「に諮問すべき」に改める。  
 (沖縄県行政組織規則の一部改正)

**第4条** 沖縄県行政組織規則(昭和49年沖縄県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「不服審査」を「審査請求」に改める。

第123条第2項第2号、同条第3項第2号及び同条第4項第3号中「不作為についての異議申立て及び」を削り、同条第5項第4号を削り、同項第5号を第4号とし、同条第7項を次のように改める。

7 軽油引取税調査班の分掌事務は、軽油引取税の検査及び調査(軽油引取税調査班が分掌して処理することが適当であると認められるものに限る。)並びに犯則の取締りに関することとする。

第123条第8項第3号を削る。

第125条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条第2項第2号中「不作為についての異議申立て及び」を削る。

第241条第1号の表中

沖縄県職員委員会	地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第9条第2項の規定による副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関する事務に関すること。	総務部	人事課	を
沖縄県職員委員会	地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第9条第2項の規定による副知事、専門委員、選挙管理委員及び監査委員の懲戒の審査及び議決に関する事務に関すること。	総務部	人事課	
沖縄県行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項に関すること。	総務部	行政管理課	

条第2号の表沖縄県情報公開審査会の項中「開示又は不開示の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立て」を「開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求」に改め、同表沖縄県個人情報保護審査会の項中「及び利用停止決定等について行政不服審査法の規定に基づく不服申立て」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求」に改め、同表沖縄県土地開発審査会の項中「第17条第3項」を「第17条第4項及び第5項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「意見を述べる」を「答申する」に改め、同表沖縄県自治紛争処理委員の項中「法の規定による」を「法第143条第3項（第180条の5第8項及び第184条第2項において準用する場合を含む。）の」に、「再審査請求、」を「又は法の規定による」に、「又は審決の申請」を「若しくは審決の申請」に改める。

（沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部改正）

**第5条** 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1所長（保健所長を除く。）、場長、院長、校長、館長及び学長の項専決事項の欄第8号中「決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て」を「決定等又は不作為についての審査請求」に、「ついで決定」を「対する裁決」に改め、同欄第9号中「開示、訂正及び利用停止の請求に係る決定に対する行政不服審査法に基づく異議申立て」を「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求」に、「ついで決定」を「対する裁決」に改める。

（児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部改正）

**第6条** 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「60日」を「3か月」に改める。

（沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例施行規則の一部改正）

**第7条** 沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例施行規則（昭和54年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「60日」を「3月」に改める。

(生活保護法施行細則の一部改正)

**第8条** 生活保護法施行細則(昭和58年沖縄県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第34号様式(その1)及び第34号様式(その2)中「60日」を「3か月」に、「審査請求をした日」を「審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)」に、「50日」を「50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」に改める。

第35号様式及び第36号様式中「60日」を「3ヵ月」に、「審査請求をした日」を「審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)」に、「50日」を「50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」に改める。

第68号様式中「60日」を「3か月」に、「審査請求をした日」を「審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)」に、「50日」を「50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)」に改める。

(沖縄県公有財産規則の一部改正)

**第9条** 沖縄県公有財産規則(平成元年沖縄県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第10号様式及び第11号様式中「60日」を「3月」に、「総務大臣(沖縄県知事)」を「沖縄県知事」に改め、「(異議申立て)」を削る。

(身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

**第10条** 身体障害者福祉法施行細則(平成5年沖縄県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第13号様式中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

**第11条** 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(平成6年沖縄県規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第15号中「60日」を「3月」に、「あて異議申立て」を「に対して審査請求」に改める。

(知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

**第12条** 知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成13年沖縄県規則第98号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第21条」を「第21条第3項」に改める。

第10条の見出し中「異議申立て等」を「審査請求」に改める。

第4号様式から第8号様式までの規定中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第14号様式中「異議申し立て」を「審査請求」に、「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第15号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第20条」を「第21条」に、「同条例第21条」を「同条第3項」に改める。

(沖縄県情報公開審査会規則の一部改正)

**第13条** 沖縄県情報公開審査会規則(平成13年沖縄県規則第99号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、同条中「第27条第1項」を「第27条第2項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

**第14条** フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則(平成13年沖縄県規則第106号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第4号様式中「60日」を「3月」に改める。

(県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部改正)

**第15条** 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9号様式及び第10号様式中「60日」を「3月」に改める。

（沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

**第16条** 沖縄県遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第4号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

**第17条** 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第5号様式から第8号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第10号様式から第12号様式までの規定中「60日」を「3月」に、「沖縄県知事に対して異議申立て」を「環境大臣に対して審査請求」に改める。

（沖縄県個人情報保護審査会規則の一部改正）

**第18条** 沖縄県個人情報保護審査会規則（平成17年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、同条中「第57条第1項」を「第57条第2項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正）

**第19条** 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第44条」を「第44条第3項」に改める。

第21条の見出し中「異議申立て等」を「審査請求」に改める。

第5号様式から第7号様式まで、第13号様式、第16号様式及び第23号様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

第26号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「第43条」を「第44条第1項」に、「同条例第44条」を「同条第3項」に改める。

（沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則の一部改正）

**第20条** 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12号様式中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

**第21条** 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8号様式、第10号様式及び第12号様式中「60日」を「3月」に改める。

（沖縄県石油価格調整税条例施行規則の一部改正）

**第22条** 沖縄県石油価格調整税条例施行規則（平成24年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第4号様式及び第7号様式中「60日」を「3月」に改める。

第14号様式から第16号様式までの規定中「60日」を「3月」に改める。

（沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の一部改正）

**第23条** 沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則（平成25年沖縄県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

#### 附 則

（施行期日）



- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第7条の規定による改正前の沖縄県位置境界不明地域内における各筆の土地の位置境界の明確化に伴い取得した不動産に対する不動産取得税の減免の特例に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則、第21条の規定による改正前の沖縄県産業廃棄物税条例施行規則、第22条の規定による改正前の沖縄県石油価格調整税条例施行規則又は第23条の規定による改正前の沖縄県災害被害者に対する県税の減免に関する規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第80号**

**沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5項第5号を次のように改める。

- 5 風俗営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料
- 別表第5項第10号の8の次に次の10号を加える。
- 10の9 特定遊興飲食店営業許可申請手数料
- 10の10 特定遊興飲食店営業許可証再交付手数料
- 10の11 特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料
- 10の12 特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料
- 10の13 特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料
- 10の14 特定遊興飲食店営業所の構造又は設備の変更承認申請手数料
- 10の15 特定遊興飲食店営業許可証の書換え手数料
- 10の16 特例特定遊興飲食店営業業者の認定申請手数料
- 10の17 特例特定遊興飲食店営業業者の認定証再交付手数料
- 10の18 特定遊興飲食店営業管理者講習受講手数料

別表に次のように加える。

区 分	名称等
37 沖縄県不服申立てに係る書面等の写し等の交付手数料条例（平成27年沖縄県条例第53号）に基づく手数料	1 審理手続に係る書面又は書類の写しの交付手数料
	2 審理手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料
	3 調査審議手続に係る主張書面又は資料の写しの交付手数料
	4 調査審議手続に係る電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付手数料

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第5項第10号の8の次に10号を加える改正規定（第10号の9に係る部分に限る。）及び次項の規定は平成28年3月23日から、別表第5項第5号の改正規定及び同項第10号の8の次に10号を加える改正規定（第10号の9に係る部分を除く。）は平成28年6月23日から施行する。  
(準備行為として行う特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る手数料の取扱い)
- 2 平成28年3月23日から同年6月22日までの間における改正後の別表第5項第10号の9の規定の適用については、同号中「特定遊興飲食店営業許可申請手数料」とあるのは「沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第63号）附則第2項及び第3項の規定により徴収する手数料」とする。

沖縄県税条例施行規則及び沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第81号

#### 沖縄県税条例施行規則及び沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

(沖縄県税条例施行規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県税条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の3条を加える。

(徴収猶予の申請手続)

**第7条の2** 条例第10条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限(以下「各分割納付等期限」という。))及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額(以下「各分割納付等金額」という。)を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 条例第10条の3第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、施行令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 条例第10条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 条例第10条の3第2項及び第3項に規定する規則で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 条例第10条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

(条例第10条の6に規定する規則で定める書類)

**第7条の3** 条例第10条の6に規定する規則で定める書類は、前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

(申請による換価の猶予の申請手続)

**第7条の4** 条例第10条の9第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第7条の2第1項第2号、第4号及び第6号に掲げる事項

- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金のうち納付又は納入が困難である金額
- (4) 各分割納付等期限及び各分割納付等金額
- 2 条例第10条の9第1項及び第2項に規定する規則で定める書類は、第7条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 3 条例第10条の9第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 第7条の2第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 第7条の2第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第1項第4号に掲げる事項

別表中	4 条例第15条第1項の納付書又は納入書	納付書（法人県民税・法人事業税の納付申告用）	第6号様式	を
		納付書（法人県民税・法人事業税の更正・決定用）	第7号様式	
		納付書（一般納付申告用）	第8号様式	
		納付書（一般更正・決定用）	第9号様式	
		納付書（個人事業税等用）	第10号様式	
		納入書（ゴルフ場利用税用）	第11号様式	
		納付書（自動車税用）	第13号様式	
		納付書（自動車取得税用）	第14号様式	
	納入書（所内用）	第15号様式		

4 条例第15条第1項の納付書又は納入書	納入書（ゴルフ場利用税用）	第11号様式	に改め、同表
	納付書（自動車税用）	第13号様式	
	納付書（自動車取得税用）	第14号様式	
	納付書（所内用）	第15号様式	

18の項中「法第15条第1項又は第2項の規定による申請」を「条例第10条の3第1項又は第2項の申請書」に改め、同表19の項中「法第15条第3項の規定による申請」を「条例第10条の3第3項の申請書」に改め、同表中

20 法第15条第4項の規定による通知	徴収猶予承認通知書	第35号様式	を
	徴収猶予不承認通知書	第36号様式	

20 法第15条の2の2第1項及び条例第10条の2第6項の規定による通知	徴収猶予承認通知書	第35号様式	に改め、同表
	徴収猶予一部承認通知書	第35号様式の2	
20の2 法第15条の2の2第2項の規定による通知	徴収猶予不承認通知書	第36号様式	

21の項中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改め、同表23の項中「第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項又は第15条の6の3第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

23の2 条例第10条の2第7項（条例第10条の5第2項又は第10条の8第3項において準用する場合を	徴収（換価）猶予の納付（納入）計画変更通知書	第39号様式の2
--	------------------------	----------

含む。)の規定による通知		
23の3 法第15条の5の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項及び条例第10条の5第2項において準用する同条例第10条の2第6項の規定による通知	換 価 の 猶 予 通知書 換価の猶予期間延長	第39号様式の3
23の4 条例第10条の9第1項の申請書	換価の猶予申請書	第39号様式の4
23の5 条例第10条の9第2項の申請書	換価の猶予期間延長申請書	第39号様式の5
23の6 法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項及び条例第10条の8第3項において準用する同条例第10条の2第6項の規定による通知	換 価 の 猶 予承認通知書 換価の猶予期間延長	第39号様式の6
23の7 法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項及び条例第10条の8第3項において準用する同条例第10条の2第6項の規定による通知	換 価 の 猶 予一部承認通知書 換価の猶予期間延長	第39号様式の7
23の8 法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定による通知	換 価 の 猶 予不承認通知書 換価の猶予期間延長	第39号様式の8

別表中 「 36 条例第13条第1項の規定による 請求 納税証明書交付請求書 第54号様式 」 を

36 条例第13条第1項の規定による請求	納税証明書交付請求書	第54号様式	に、
	納税証明書交付請求書（継続検査・構造等変更検査用）	第54号様式の2	

38 第11条の証明書	自動車税納税証明書	第58号様式	を
	自動車税納税証明書	第58号様式の2	
	鉾区税納税証明書	第59号様式	

38 第11条の証明書	自動車税納税証明書	第58号様式	に、
	鉾区税納税証明書	第59号様式	

57 削除			を
58 法第72条の52の納税通知書	納税通知書	第79号様式	

57 法第72条の52の納税通知書	納税通知書（個人事業用）	第78号様式	に改め、同表
	納税通知書（個人事業税口座振替用）	第79号様式	
58 第20条の2の規定による所得金額の計算書	医療法人等に係る所得金額の計算書	第79号様式の2	

中58の2の項を削り、同表中

	法人事業税徴収猶予承認（不承	第81号様式
--	----------------	--------

60の4 法第72条の38の2第12項において準用する法第15条第4項の規定による通知	認) 通知書	の7	を
	法人事業税徴収猶予期間延長承認(不承認)通知書	第81号様式の8	
60の4 法第72条の38の2第12項において準用する法第15条の2の2の規定による通知	法人事業税徴収猶予承認(不承認)通知書	第81号様式の7	に、
	法人事業税徴収猶予期間延長承認(不承認)通知書	第81号様式の8	
64 条例第66条の納税通知書	納税通知書	第86号様式	を
64 条例第66条の納税通知書	納税通知書(不動産取得税用)	第86号様式	に、
	納税通知書(不動産取得税連帯納税用)	第86号様式の2	
124 条例第137条の9の申請書	軽油引取税徴収不能額等の還付申請書 納入義務免除	第151号様式	を
124 削除			に、
136 法第151条第2項の納税通知書	納税通知書	第166号様式	を
	納税通知書	第166号様式の2	
136 法第151条第2項の納税通知書	納税通知書(自動車税定期賦課用)	第166号様式	に、
	納税通知書(自動車税随時賦課用)	第166号様式の2	
141 法第184条第2項の納税通知書	納税通知書	第175号様式	を
141 法第184条第2項の納税通知書	納税通知書(鉦区税用)	第175号様式	に改め、同表
	納税通知書(鉦区税連帯納税用)	第175号様式の2	
176の項の次に次のように加える。			
176の2 条例第204条第2項の納税通知書	納税通知書(狩猟税用)	第213号様式の2	
第6号様式から第11号様式までを次のように改める。			
第6号様式から第10号様式まで 削除			

第11号様式 (ゴルフ場利用税用) (用紙 縦18センチメートル 横10センチメートル)

沖縄県 県税  
ゴルフ場利用税 領収証書

課税番号 年度 測定期別 申告区分

納 入 者	住(居)所	年 月 登録番号			
	氏名 (名称)	千	百	十	百
実績月	額	千	百	十	百
税	延滞金 百分				
	計				
納期限	年	月	日		
納入の目的	年	月	日	申告に係る分	

納入場所	領収日付印
沖縄県指定金融機関 沖縄県指定代理金融機 沖縄県収納代理金融機	
課税事務所	

上記の金額を領収しました。

沖縄県 県税  
ゴルフ場利用税納入書 (原符)

課税番号 年度 測定期別 申告区分

納 入 者	住(居)所	年 月 登録番号			
	氏名 (名称)	千	百	十	百
実績月	額	千	百	十	百
税	延滞金 百分				
	計				
納期限	年	月	日		
納入の目的	年	月	日	申告に係る分	

収納通知先	領収日付印
取扱金融機関用	

沖縄県 県税  
ゴルフ場利用税領収済通知書

課税番号 年度 測定期別 申告区分

納 入 者	住(居)所	年 月 登録番号			
	氏名 (名称)	千	百	十	百
実績月	額	千	百	十	百
税	延滞金 百分				
	計				
納期限	年	月	日		
納入の目的	年	月	日	申告に係る分	

領収日付印
-------

上記の金額を領収しましたので通知します。

出納員 殿 県税事務所等用

第13号様式中「㊦」を削り、

納 税 者	自動車登録番号
-------------	---------

を

納 税 者	住所
	氏名
	自動車登録番号

に、

第	期分	を	相当 年度	随時
---	----	---	----------	----

に、「沖縄県納付代理金融機関」を「沖

縄県収納代理金融機関」に改め、「県内の郵便局」を削り、

「沖縄県 自動車税事務所」を「沖縄県 税事務所 県税課」に、

「沖縄県 自動車税事務所出納員」を「沖縄県 税事務所出納員 県税課出納員」に、

	口	
	円	
取りまとめ郵便局		郵便局

を

	口	
	円	

に、

受託年月日		領収日付印
納税貯蓄組合名		
取扱金融機関名		
取りまとめ郵便局		郵便局

を

受託年月日		領収日付印
取扱金融機関名		

に改める。

第14号様式及び第15様式を次のように改める。

第14号様式 (自動車取得税用) (用紙 縦18センチメートル 横10センチメートル)

沖縄県 税

領 収 証 書

振替口座	加入者	年度	月分	第 号
住所		自動車取得税		
氏名		千	百	十
		万	千	百
		円		
不足・決定税額				
延滞金		日分		
過小申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限				
本来の納期限				
上記の金額を領収しました。				
納 付 場 所	領 収 日 付 印			
沖縄県指定金融機関、 沖縄県指定代理金融機関、 沖縄県収納代理金融機関				

沖縄県

納 付 書 (原符)

振替口座	加入者	年度	月分	第 号
住所		自動車取得税		
氏名		千	百	十
		万	千	百
		円		
不足・決定税額				
延滞金		日分		
過小申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限				
本来の納期限				
収納通知先 沖縄県 税 務 所 税 務 所 県 税 課				
日	計	領収日付印		
	円			

振替の請求に使用する欄  
払出口座番号 番 払出請求人印

沖縄県 税

領 収 済 通 知 書

振替口座	加入者	年度	月分	第 号
住所		自動車取得税		
氏名		千	百	十
		万	千	百
		円		
不足・決定税額				
延滞金		日分		
過小申告加算金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限				
本来の納期限				
上記の金額を領収したので、通知します。 沖縄県 税 務 所 出 納 員 税 務 所 県 税 課 出 納 員				
受 託 年 月 日	領 収 日 付 印			
取扱金融機関名				



第15号様式 (所内用) (用紙 縦18センチメートル)

沖縄県

県 税

領収証等

振替口座	加入者		
住所	氏名		
収入年度	期分 月 随時分 不足分	督促状番号	
課税年度	・ ・ ・ から 事業年 度分	自動車登録番号	
県 税	額	千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	日分		
	日分		
計			
納 期 限	・ ・ ・		
1月を経過する日	・ ・ ・		

上記の金額を領収しました。

納 付 場 所	領収日付印
沖縄県指定金融機関、 沖縄県指定代理金融機関、 沖縄県収納代理金融機関	

横10センチメートル)

沖縄県

振替の請求に使用する欄

払出口座番号 番 払出請求人印

納付書 (原符)

振替口座	加入者		
住所	氏名		
収入年度	期分 月 随時分 不足分	督促状番号	
課税年度	・ ・ ・ から 事業年 度分	自動車登録番号	
県 税	額	千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	日分		
	日分		
計			
納 期 限	・ ・ ・		
1月を経過する日	・ ・ ・		

収納通知先

沖縄県 自動車税事務所  
沖縄県 自動車税事務所

日	計	領収日付印
	口	
	円	

沖縄県

県 税

領収済通知書

振替口座	加入者		
住所	氏名		
収入年度	期分 月 随時分 不足分	督促状番号	
課税年度	・ ・ ・ から 事業年 度分	自動車登録番号	
県 税	額	千 百 十 万 千 百 十 円	
延滞金	日分		
	日分		
計			
納 期 限	・ ・ ・		
1月を経過する日	・ ・ ・		

上記の金額を領収したので、通知します。

沖縄県 自動車税事務所出納員 殿  
沖縄県 自動車税事務所出納員 殿

収入未済原票(副)記載	受託年月日	領収日付印
	取扱金融機関 関名	

第16号様式（裏）中「不服申立て」を「不服の申立て」に、「60日」を「3月」に改め、「審査請求することができます。」の次に「審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。」を加え、「次の1から3までのいずれかに該当する場合を除き、処分について」を「上記」に改め、「できません。」の次に「当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」を加え、「から3か月」を「の翌日から起算して3月」に改め、「審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（被告の代表者は、沖縄県知事となります。）」を削り、「沖縄県信用漁業協同組合連合会本店」の次に「鹿児島銀行」を加える。

第17号様式（表）中「コンビニエンスストア」の次に「クレジットカード」を加え、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

不服の申立て

この督促について不服があるときは、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して3月以内、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。

審査請求書(正副2通)は、自動車税事務所又は宮古・八重山事務所県税課を經由して提出するようにしてください。

処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに税金を納付しなかつた場合は、地方税法の規定に基づき延滞金が課せられます。延滞金は、納期限の翌日から納めた日までの期間の日数に及び、税額に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、同項に定める割合)を乗じて計算した金額に相当する額となります。

県税の納付場所

この督促状にて下記の金融機関、沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、Yahoo!公金支払い又は県の機関で納付してください。

- 1 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、商工組合中央金庫那覇支店、みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合本店、鹿児島銀行
- 2 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局 ※指定期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。
- 3 コンビニエンスストア ※指定期限を過ぎるとコンビニエンスストアでは納められません。  
ファミリーマート、ローソン、ココストア、エブリワン、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スリーエフ、セブオン、セブンイレブン、ポプラグループ、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア
- 4 インターネット「Yahoo!公金支払い」によるクレジット納付。※指定期限を過ぎるとクレジット納付では納められません。
- 5 沖縄県の機関 以下の機関では、窓口での納付又はこの督促状を同封の上現金書留での納付ができます。  
〒900-0029 那覇市旭町116番地37(南部合同庁舎3階) 沖縄県那覇県税事務所 Ⅱ 098-897-1377・1387  
〒904-2155 沖縄市美原1丁目6番34号(中部合同庁舎1階) 沖縄県コザ県税事務所 Ⅱ 098-894-6502・6503  
〒905-0015 名護市大層1丁目13番11号(北部合同庁舎1階) 沖縄県名護県税事務所 Ⅱ 0980-52-5138  
〒901-2134 浦添市港川500番地の10 沖縄県自動車税事務所 Ⅱ 098-879-1621  
〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(宮古合同庁舎1階) 沖縄県宮古事務所県税課 Ⅱ 0980-72-2553  
〒907-0002 石垣市宇真茶里438番地の1(八重山合同庁舎1階) 沖縄県八重山事務所県税課 Ⅱ 0980-82-3045

納税相談について(所管地域)

那覇県税事務所 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村  
コザ県税事務所 宜野湾市、沖縄市、うるま市、嘉手納町、北谷町、読谷村、北中城村、中城村  
名護県税事務所 名護市、本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、伊平屋村、伊是名村  
宮古事務所県税課 宮古島市、多良間村  
八重山事務所県税課 石垣市、竹富町、与那国町

第19号様式（裏）中「60日」を「3月」に改め、「行政不服審査法第4条の規定により」を削り、「次の1から3までのいずれかに該当する場合を除き、処分について」を「上記」に改め、「できません。」の次に「当該判決を経た後は、その判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の1から3までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。」を加え、「から3か月」を「の翌日から起算して3月」に改め、「審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に沖縄県を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。（被告の代表者は、沖縄県知事です。）」を削り、「沖縄県信用漁業協同組合連合会本店」の次に「、鹿児島銀行」を加え、「指定納期限」を「指定期限」に改める。

第20号様式中

を

相 続 人	氏名（法人の名称）	住（居）所等	被相続人 との続柄	相続分
相代 続表 人者 の	氏名（法人の名称）	住（居）所等		

相 続 人	氏名（法人の名称）	住（居）所等	被相続人 との続柄	相続分
	個人番号（法人番号）			
相代 続表 人者 の	氏名（法人の名称）	住（居）所等		
	個人番号（法人番号）			

に改め、同様式注を

同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

- 「個人番号（法人番号）」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人

番号を記載してください。  
 第21号様式及び第24号様式中「60日」を「3月」に改める。  
 第25号様式を次のように改める。

**第25号様式** (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

納付（納入）催告書			
			第 年 月 号 日
殿			
			沖縄県 事務所長 印
さきにあなたに納付（納入）通知書により通知した金額のうち、下記の金額がまだ納付（納入） されていませんので、沖縄県税条例第16条の規定により督促します。 つきましては、至急納付（納入）してください。 この督促に係る徴収金を、この納付（納入）催告書を発した日から起算して10日を経過した日ま でに完納されないときは、財産差押えの処分をすることになります。			
納 税 者 (特別徴収義務者)	住(居)所等 (所在地)		
	氏 名 (名称)		
上記納税者（特別徴収義務者）に係る第二次納 税義務者・保証人として納付（納入）すべき金 額			
納付（納入）場所		沖縄県指定金融機関 沖縄県指定代理金融機関 沖縄県収納代理金融機関 県内の郵便局	

- 注 1 この催告書が送達される前に納められたときは、この催告書は無効ですので、ご承知ください。  
 2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内  
 に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当  
 所を経由して提出してください。  
 3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起すること  
 できません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内  
 に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分  
 の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場  
 合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  
 (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると  
 き。  
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第26号様式、第28号様式、第29号様式及び第31号様式中「60日」を「3月」に改める。  
 第33号様式から第35号様式までを次のように改める。

**第33号様式** (用紙 日本工業規格A 4縦長型)

徴収猶予申請書

沖縄県 事務所長 殿

收受印

沖縄県税条例第10条の2第 項の規定（地方税法第15条第1項第 号（第5号の場合、第 号類似）  
 該当）により、次のとおり徴収猶予の申請をします。

申請者	住(居)所 所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )					申請年月日			
	氏名 名称	Ⓜ					※通信日付印			
							※処理年月日			
納付 又は 納入 すべき 徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円 法律による金額	円 法律による金額	円 法律による金額		
	納付又は納入すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額									
猶予該当事実 の詳細										
一時に納付 し、又は納入 することがで きない事情の 詳細										
納付 (納入) 計画	年月日	金額			年月日	金額			年月日	金額
		円				円				円
猶予期間		年 月 日 から 年 月 日まで 月間								
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細 又は提供できな い特別の事情								

注 ※印の欄は、記入しないでください。

添付する書類欄

猶予該当事実証明書類     財産目録     収支の明細書  
 財産収支状況書     担保関係書類

第34号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

徴収猶予期間延長申請書

沖縄県 事務所長 殿



年 月 日第 号をもって承認のあつた徴収猶予について、沖縄県税条例第10条の2第3項の規定により、次のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住(居)所所在地		電話番号 ( ) 携帯電話 ( )		申請年月日					
	氏名				※通信日付印					
	名称				※処理年月日					
徴収の猶予期間の延長申請に係る徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円 法律による金額 円	円 法律による金額 円	円 法律による金額 円		
	すでに承認された期間					年 月 日 から 年 月 日まで 月間				
申請する延長期間					年 月 日 から 年 月 日まで 月間					
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない理由										
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		担保財産の詳細又は提供できない特別の事情							
納付(納入)計画	年月日	金額			年月日	金額			年月日	金額
		円				円				円

注 ※印の欄は、記入しないでください。

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

第35号様式 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

徴収猶予承認通知書 徴収猶予期間延長	
第 年	月 日

殿

沖縄県 事務所長 印

年 月 日付けで徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請のあつたあなた（貴社）の徴収金については、下記のとおり承認しましたので、地方税法第15条の2の2第1項及び沖縄県税条例第10条の2第6項の規定により通知します。

猶予に係る金額を分割して納付（納入）する場合には、下記のとおりそれぞれの分割納付（納入）期限までに納付（納入）してください。

猶予する徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円		円 法律による金額 円	

猶予（猶予延長）期間 年 月 日 から 年 月 日まで 月間

該当条項

分割し納付する（納入）すべき期限額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額

担保

注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

第35号様式の次に次の1様式を加える。

第35号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）

徴収猶予 一部承認通知書 徴収猶予期間延長
第 年 月 日
殿
沖縄県 事務所長 印
年 月 日付けで徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請のあつたあなた（貴社）の徴収金について、当該申請に係る徴収金又は期間の一部を除き下記のとおり承認しましたので、地方税法第15



条の2の2第1項及び沖縄県税条例第10条の2第6項の規定により通知します。  
 猶予に係る金額を分割して納付（納入）する場合には、下記のとおりそれぞれの分割納付（納入）期限までに納付（納入）してください。

猶予する徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円		円 法律による金額 円	
猶予（猶予延長）期間						年 月 日 から 年 月 日まで 月間				
該当条項										
一部を承認しない理由										
分及 割び 納そ 付の （納 付 入） （納 入 す 入 ） す べ き 期 限 金 額	年月日	金額		年月日	金額		年月日	金額		
			円			円			円	
担保										

- 注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第36号様式及び第39号様式を次のように改める。

第36号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

徴 収 猶 予

徴収猶予期間延長 不承認通知書

第 年 月 号 日

殿

沖縄県 事務所長 印

年 月 日付で徴収猶予（徴収猶予期間延長）の申請があつたあなた（貴社）の徴収金については、下記の理由により、承認できませんので、地方税法第15条の2の2第2項の規定により通知します。

申請のあつた徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円		円 法律による金額 円	
承認しない理由										

- 注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

徴収（換価）の猶予取消通知書

第 年 月 号 日

殿										
沖繩県 事務所長 印										
<p>年 月 日第 号をもつてあなた（貴社）の徴収金について行つた徴収（換価）の猶予は、下記の理由により取り消すこととしましたので、地方税法第15条の3第3項（同法第15条の5の3第2項又は第15条の6の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>については、あなた（貴社）が納付（納入）すべき下記の徴収金を直ちに納付（納入）してください。</p>										
猶予取消徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円		円 法律による金額 円	
該当条項										
取消しの理由										

- 注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖繩県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖繩県を被告として（訴訟において沖繩県を代表する者は、沖繩県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の次に次の7様式を加える。

**第39号様式の2（用紙 日本工業規格A4縦長型）**

徴収（換価）猶予の納付（納入）計画変更通知書		
	第 年	月 日
殿		
沖繩県 事務所長 印		
<p>年 月 日第 号をもつて徴収（換価）の猶予を行つたあなた（貴社）の徴収金に係る納付（納入）計画については、下記のとおり変更しましたので、沖繩県税条例第10条の2第7項（同条例第10条の5第2項又は第10条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により通知しま</p>		

す。  
猶予に係る金額については、下記のとおり分割してそれぞれの納付（納入）期限までに納付（納入）してください。

猶予期間	年 月 日 から 年 月 日まで 月間							
分及 割び 納そ 付の （納付 入） （納 入） す入 べき 期 限 金 額	変更前				変更後			
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円		円
担保								

第39号様式の3（用紙 日本工業規格A4縦長型）

換 価 の 猶 予 通 知 書 換価の猶予期間延長										
第 年 月 日										
殿										
沖縄県 事務所長 印										
<p>下記のとおり換価の猶予（換価の猶予期間の延長）をしますので、地方税法第15条の5の2第3項（同法第15条の2の2第1項準用）及び沖縄県税条例第10条の5第2項（同条例第10条の2第6項準用）の規定により通知します。</p> <p>猶予に係る金額については、下記のとおり分割してそれぞれの納付（納入）期限までに納付（納入）してください。</p>										
猶予する徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円	法律による金額 円		円	法律による金額 円
猶予（猶予延長）期間					年 月 日 から 年 月 日まで 月間					
該当条項										
分及割び	年月日	金額			年月日	金額			年月日	金額

納その 付の (納付 入)(納 入) すべ き期 金限 額		円		円		円
担保						

注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定的全延滞金額の納付を求めるものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

第39号様式の4 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

換価の猶予申請書

収受印

沖縄県 事務所長 殿

沖縄県税条例第10条の8第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住(居)所 所在地		電話番号 ( ) 携帯電話 ( )		申請年月日					
	氏名 名称				※通信日付印					
納付又は 納入すべ き徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
	納付又は納入すべき徴収金のうち、納付又は納入が困難な金額 (換価の猶予を受けようとする金額)									
一時に納付又は納入することにより事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細										
納	年月日	金額			年月日	金額		年月日	金額	

付 (納 入) 計 画			円		円		円
猶予期間		年 月 日 から 年 月 日まで 月間					
担保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情					

注 ※印の欄は、記入しないでください。

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

第39号様式の5 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

換価の猶予期間延長申請書

沖縄県 事務所長 殿



年 月 日第 号をもつて承認のあつた換価の猶予について、沖縄県税条例第10条の8第3項(同条例第10条の2第3項準用)の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住(居)所 所在地		電話番号 ( ) 携帯電話 ( )		申請年月日					
	氏名 名称					※通信日付印				
換価の 猶予期間 の延長 申請に 係る 徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
すでに承認された期間					年 月 日 から 年 月 日まで 月間					
申請する延長期間					年 月 日 から 年 月 日まで 月間					
猶予期間内に猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができない理由										
担保	<input type="checkbox"/> 有	担保財産の詳細又は								

納付 (納入) 計画	<input type="checkbox"/> 無	提供できない特別の事情				
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
		円		円		円

注 ※印の欄は、記入しないでください。

添付する書類欄	
<input type="checkbox"/> 財産目録	<input type="checkbox"/> 収支の明細書
<input type="checkbox"/> 財産収支状況書	<input type="checkbox"/> 担保関係書類

第39号様式の6 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

換 価 の 猶 予 承認通知書 換価の猶予期間延長										
										第 年 月 号 日
殿										
										沖縄県 事務所長 <input checked="" type="checkbox"/>
<p>年 月 日付けで換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請のあつたあなた（貴社）の徴収金については、下記のとおり承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項（同法第15条の2の2第1項準用）及び沖縄県税条例第10条の8第3項（同条例第10条の2第6項準用）の規定により通知します。</p> <p>猶予に係る金額については、下記のとおり分割してそれぞれの納付（納入）期限までに納付（納入）してください。</p>										
猶予する徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
						円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
猶予（猶予延長）期間						年 月 日 から 年 月 日まで 月間				
該当条項										
分及 割び 納そ の (納付)	年月日	金額			年月日	金額			年月日	金額
		円				円				円

入(納入) すべき 期限 金額						
担保						

注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。

2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

第39号様式の7 (用紙 日本工業規格A4縦長型)

換 価 の 猶 予 一 部 承 認 通 知 書 換価の猶予期間延長										
							第	年	月	号 日
殿										
							沖繩県	事務所長 印		
<p>年 月 日付けで換価の猶予(換価の猶予期間延長)の申請のあつたあなた(貴社)の徴収金について、当該申請に係る徴収金又は期間の一部を除き下記のとおり承認しましたので、地方税法第15条の6の2第3項(同法第15条の2の2第1項準用)及び沖繩県税条例第10条の8第3項(同条例第10条の2第6項準用)の規定により通知します。</p> <p>猶予に係る金額については、下記のとおり分割してそれぞれの納付(納入)期限までに納付(納入)してください。</p>										
猶予する徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円		円 法律による金額 円	
猶予(猶予延長)期間						年 月 日 から 年 月 日まで 月間				
該当条項										
一部を承認しない理由										
分割し納付(納入)すべき	年月日	金額			年月日	金額			年月日	金額
		円				円				円



き 期 金 限 額						
担保						

- 注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第39号様式の8（用紙 日本工業規格A4縦長型）

換 価 の 猶 予 不承認通知書 換価の猶予期間延長										
										第 年 月 日 号
殿										
										沖縄県 事務所長 <input type="checkbox"/>
年 月 日付けで換価の猶予（換価の猶予期間延長）の申請があつたあなた（貴社）の徴収金については、下記の理由により、承認できませんので、地方税法第15条の6の2第3項（同法第15条の2の2第2項準用）の規定により通知します。										
申請のあつた徴収金	課税番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金	滞納処分費	備考
							円 法律による金額 円	円 法律による金額 円		
承認しない理由										

- 注1 「延滞金」欄の「要す」の記載は、地方税法所定の全延滞金額の納付を求めるものです。
- 2 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 3 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第41号様式、第43号様式、第44号様式及び第45号様式中「60日」を「3月」に改める。

第46号様式（裏）中

委任状 表記還付金額の受領に関する一切 の権限を_____に 委任します。 年 月 日 委任者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	を
--	---

委任状 表記還付金額の受領に関する一切の 権限を_____に 委任します。 年 月 日 委任者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	に、「60日」を
--	----------

※法人の場合は、代表者印を押印してください。

「3月」に改める。

第52号様式を次のように改める。

第52号様式（用紙 日本工業規格A4縦長型）

更正の請求書

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

郵便番号  
 住(居)所名  
 氏名  
 電話番号  
 経理担当者  
 (法人にあつては、事務所等の所在地、名称及び代表者氏名) ㊟

次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象	税目	
	課税年度	
区分 税目等	請求に係る更正前の額	請求に係る更正後の額

税	月分	課税標準		
		税額		
	月分	課税標準		
		税額		
更正の請求のもととなつた申告書の提出年月日等		申告書の提出期限	・	・
		申告書の提出年月日	・	・
		更正又は決定の通知を受けた年月日	・	・
請求の理由				

第53号様式中「60日」を「3月」に改める。

第54号様式を次のように改める。

**第54号様式**（表）（用紙 日本工業規格A 4 縦長型）

納税証明書交付請求書

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

◇納税義務者 又は 特別徴収義務者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

電話番号

◇代理人

住 所

氏 名

電話番号

印

印

※法人にあっては法務局登記の代表者印

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。(該当箇所の□にチェック☑を記入ください。)

1 証明書の使用目的(※証明書に選択した項目が印字されます。)

提出先	<input type="checkbox"/> 沖縄県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 金融機関等 <input type="checkbox"/> その他( )	請求枚数(合計)
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 許可(更新)申請 <input type="checkbox"/> 営業年度報告 <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 酒類製造・販売業免許申請 <input type="checkbox"/> 公益社団・財団法人の認定等 <input type="checkbox"/> 県営住宅入居資格審査 <input type="checkbox"/> 県営契約駐車場申請 <input type="checkbox"/> その他( )	

2 証明税目と証明事項

証 明 税 目 等	証 明 事 項	枚数
(1)		
<input type="checkbox"/> 法人県民税	納付すべき額、納付した額及び未納の額	枚
<input type="checkbox"/> 法人事業税		
平成( )年( )月( )日 事業年度終了分		
<input type="checkbox"/> 個人事業税	平成( )年( )月( )日 事業年度終了分	枚
(2)		
<input type="checkbox"/> 自動車税	平成( )年度 課税分 登録番号(沖・沖縄 ( ) - ( ))	枚
(3)		
<input type="checkbox"/> 県税全税目	<input type="checkbox"/> 滞納がないこと	枚
	<input type="checkbox"/> 滞納がないこと及び2年間滞納処分を受けたことがないこと	枚
	<input type="checkbox"/> 3年間滞納処分を受けたことがないこと	枚
(4)		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		枚

委 任 状

受任者 住 所(所在地)

(代理人) 氏 名(名称)

私は、上記の者を代理人と定め、本請求書に係る納税証明書の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

年 月 日

委任者

(納税義務者等)

住 所(所在地)

氏 名(名称及び代表者名)

連絡先

印

※法人にあっては法務局登記の代表者印

証 紙 貼 付 欄

※証紙の枚数が多い場合は、別紙「証紙貼付欄」へ貼付ください。

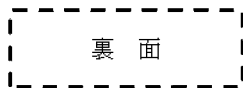
本人・代理人  
権 認 欄

運転免許証  健康保険証  パスポート  住民基本台帳カード  
(番号: )  
 その他の身分証明書等 ( )

決 裁 欄

所長・課長	班長・主幹	担 当

※裏面に留意事項があります。ご確認ください。



**【納税証明書交付請求にあたっての留意事項】**

窓口に来られる方の本人確認を行っています。公的機関の発行した身分証明書の提示をお願いします。

(例：運転免許証 健康保険証 パスポート 住民基本台帳カード等)

**1 ご本人が来所される場合**

(1) 個人の納税者の場合

交付請求書の納税義務者又は特別徴収義務者欄に、住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

(2) 法人の納税者の場合

交付請求書の納税義務者又は特別徴収義務者欄に、法人の所在地、名称、代表者名及び電話番号を記入し法務局登記の代表者印を押印してください。

**2 代理人の方が来所される場合（納税者のご家族の方も代理人となります。）**

代理人の方が来所される場合は、委任の事実を証する書面が必要となります。

下記のいずれかの方法によつてください。

(1) 交付請求書の委任状欄を使用する方法

納税者ご本人が、納税義務者又は特別徴収義務者及び委任状欄に記入し、委任状欄に押印（個人の場合は認印、法人の場合は法務局登記の代表者印）した交付請求書の代理人欄に、代理人の方が住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

(2) 別途委任状を提出される方法

納税者ご本人からの委任状をご提出いただき、代理人の方が、交付請求書の納税義務者欄に納税者の住所（所在地）及び名前（名称）を記入し、代理人欄に、住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

**3 郵送で請求をされる場合**

郵送で請求される場合は、下記の書類が必要です。

(1) 納税証明書交付請求書

(2) 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙

県外等で沖縄県証紙売りさばき所がない場合は、定額小為替又は現金でも可能です。

(3) 所要の金額の切手を貼った返信用封筒（送付先の住所氏名を記載したもの）

送付先は納税義務者の住所へ送付します。それ以外の住所への送付を希望する場合は、委任状を記入し、送付先の住所が確認できる証明書の写しを同封してください（個人の場合：運転免許証等 法人の場合：法人登記簿の写し、代理人の社員証の写し等）。

**4 交付手数料**

1 税目、1 事業年度につき 400 円

証明事項が県税全税目である場合は、1 枚につき 400 円

※交付手数料は沖縄県証紙を購入のうえ貼付してください。

**5 その他**

(1) 納税証明書交付請求書の記入は、太線枠内の項目に必要な事項を記入してください。

(2) 申告や納付（納入）後、おおむね 2 週間以内に申請される場合は、申告書の控え又は写し（受領印のあるもの）や領収書の原本又は写しをご提示ください。

(3) 証明税目及び証明事項は、証明書提出先へご確認のうえ申請してください。

第54号様式の次に次の 1 様式を加える。

**第54号様式の 2（用紙 日本工業規格 B 6 縦長型）**

（継続検査・構造等変更検査用）

納税証明書交付請求書

（自動車税納税証明書用）

沖縄県 事務所長 殿

年 月 日

※	㊦	登録番号	沖縄
	㊩	登録番号	沖縄

登録年月日	昭和 平成 年 月 日
-------	----------------

上記車輛に係る納税証明書の交付を請求します。

※	納税義務者	住所		
		氏名	Ⓜ	電話
	請求者	住所		
		氏名	Ⓜ	電話

○で囲んでください。

車検取扱
1 指定工場
2 認証工場
3 ユーザー

年度	本税	延滞金

注1 ※印のところだけ記入してください。

2 登録番号が沖の場合は、繩を×印で表示してください。

第58号様式を削り、第58号様式の2を第58号様式とする。

第60号様式(裏)、第61号様式、第61号様式の2、第61号様式の3、第61号様式の4、第61号様式の5、第61号様式の6、第61号様式の7、第61号様式の9及び第61号様式の13中「60日」を「3月」に改める。

第71号様式を次のように改める。

第71号様式(用紙 日本工業規格A4縦長型)

法人の県民税  
法人の事業税 に係る 更正・決定  
地方法人特別税 加算金決定 の通知書

第 号  
年 月 日

殿

沖縄県 県税事務所長  
事務所長 Ⓜ

法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税並びに加算金額について以下のとおり更正・決定しましたので通知します。

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	管理番号	
		申告期限	・ ・
		当初申告	・ ・
		資本金の額	円
		資本金等の額	円
		資本金と資本準備金の合計額	円
法人事業税		法人県民税	
区分	課税標準額 円	税率	税額
所得割	総額		円
	年400万円以下	$\frac{\quad}{100}$	
	年400万円超 年800万円以下	$\frac{\quad}{100}$	
	年800万円超	$\frac{\quad}{100}$	
		課税標準となる法人税額	総額 本県分
		法人税割額	$\frac{\quad}{100}$
		外国の法人税額等控除額	

更正・決定・是認による税額	計				法人税割	仮装経理に基づく控除額	
	軽減税率不適用法人の金額			$\frac{\quad}{100}$		利子割額の控除額 (控除した金額)	
	付加価値制					差引税額	
	総額					納付確定額	
	付加価値額			$\frac{\quad}{100}$		租税条約実施に係る控除額	
	総額					既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
	資本制					差引増減税額	
	資本金等の額			$\frac{\quad}{100}$		事務所等を有していた月数	月
	総額					円 × $\frac{\quad}{12}$	
	収入割					納付確定額	
収入金額			$\frac{\quad}{100}$	差引増減税額			
合計税額					均等割	納付確定額	
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額						差引増減税額	
納付確定額						利子割額	
差引増減税額					利子割額に関する計算	控除した額	
地方法人特別税						控除しきれなかつた金額	
区分						既に還付を請求した利子割額	
課税標準額 円						既還付請求利子割額が過大である場合の納付額	
税率						県 民 税	沖 縄 県 総 数
更正・決定・是認による税額	所得割に係る地方法人特別税			$\frac{\quad}{100}$	事業税 1	沖 縄 県 総 数	
	収入割に係る地方法人特別税			$\frac{\quad}{100}$	事業税 2	沖 縄 県 総 数	
	合計税額				国税処理年月日		
	納付確定分				国税修正日		
	差引増減税額				更正決定理由		
過少・不申告加算金	通常分			× $\frac{\quad}{100}$	更正請求日		
	加重分			× $\frac{\quad}{100}$	指定納期限		
	既に納付の確定した当期分の加算金額				還付となる利子割額		
重加算金	%適用			× $\frac{\quad}{100}$			
	既に納付の確定した当期分の加算金額						
差引増減加算金額							
処分の理由							

納付すべき額及び延滞金（計算方法は裏面のとおりに）は指定納期限までに同封の納付書によって納付して下さい。  
 （納付場所）沖縄県の公金を取り扱う金融機関（銀行、信用金庫、農協など）、沖縄県内の郵便局、県税事務所

注1 申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、不足税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（申告期限の翌日からこの通知書に記載されている納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とする。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パー

セントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とする。）を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第72号様式の2、第72号様式の3及び第72号様式の4中「60日」を「3月」に改める。

第73号様式中「第72条の49の12第3項」を「第72条の49の16第3項」に改める。

第74号様式を次のように改める。

**第74号様式**（用紙 日本工業規格A4縦長型）



法人県民税・事業税に係る課税標準額等の通知書

第 号  
年 月 日

知事 様

沖縄県 事務所長 印

分割法人の課税標準額等について、下記のとおり通知します。

法人名													
主たる事務所等の所在地													
1. 課税標準額等について													
事業年度	年 月 日～		年 月 日		資本 等 の 額	資本金の額	円						
本県申告	確定申告		年 月 日			資本金等の額	円						
	申告期限の延長月数	県民税 月	事業税 月	分割県数 (本県も含む)		資本金と資本 準備金の合計 額	円						
災害等延長の申告期限													
県 民 税	課税標準となる法人税額					円							
	分割基準					食県分	人						
事 業 税	課税標準となる金額					所得金額	円			売 上 高	総売上		
						付加価値割額	円				軌道又は鉄道事業売上		
						資本金等の額	円						円
						収入金額	円						円
	分割基準					従業者数	総数		食県分				
						事務所等の数	総数		食県分				
加 算 金 対 応 所 得	過小申告・不申告 所得割	円			重 加 算	所得割	円			本県の取扱			
	付加価値割	円				付加価値割	円			重加算金			
	資本割	円				資本割	円			過少申告加算金			
	収入割	円				収入割	円			不申告加算金			
本県の処理状況										年 月 日			
税務官署の処理状況					国税処理日		年 月 日						
					国税修正日		年 月 日						
法人税割額から控除す べき外国税額の総額	道府県民税分	円			補正後の従業 者数の総数	道府県民税分	人						
	市町村民税分	円				市町村民税分	人						
仮装経理	仮装経理に基づ く所得金額	円			租税条約	租税条約に基づ く所得金額							
	仮装経理に基づ く法人税額等	円				租税条約に基づ く法人税額等							
平成27年改正法附則 第8条又は9条の控除額	円												
食県の主な所在地				備考									

第77号様式中「60日」を「3月」に改める。  
第78号様式及び第79号様式を次のように改める。













の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金が加算されます。

3 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納付場所

沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関

第145号様式中「60日」を「3月」に改める。

第150号様式中「60日」を「3月」に改め、同様式注2を次のように改める。

2 この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第151号様式を次のように改める。

#### 第151号様式 削除

第153号様式及び第154号様式中「60日」を「3月」に改める。

第166号様式、第166号様式の2及び第175号様式を次のように改める。











(裏)

① 地方自治法第119条及び沖縄県選挙法第147条の規定により赤記のとおり都区限が課されますので、納付してください。

② 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、税額が2,000円未満の場合は金額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に延滞特別措置法第9条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「納期基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に替らない割合とは、その年(以下「納期基準適用年」という)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該納期基準適用年における納期基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該納期基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。)を算して計算した延滞金を加算されます。

③ この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることが出来ます。審査請求書(正朔之通)は、なるべく当所を經由して提出してください。

④ この処分取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ起訴することができません。当該裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを起訴することが出来ます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを起訴することが出来ます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる害しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- ③ その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

県政の執行場所

本県滞通処置を納めて下記の金融機関又は沖縄県の機関で納付してください。

- ① 金融機関 協栄銀行、沖縄銀行、沖縄建設銀行、コウ信用金庫、商工組合中央金庫那覇支店、
- みずほ銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用農業協同組合

連合会本店、鹿児島銀行

② 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局

③ 納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。

※納期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局

\*以下の機関では、窓口での納付または本県滞通処置を同封のうえ県金庫留での納付が出来ます。

〒900-0029 那覇市進町116番地27 (前都合同庁舎3階)

沖縄県那覇県報課 TEL 098-887-1877

沖縄県那覇県報課 那覇市進町116番地27 (前都合同庁舎3階)

第175号様式の次に次の1様式を加える。

第175号様式の2(表) (鉱区税用) (用紙 日本工業規格A4横長型)

鉱区税の連帯納税義務について(お知らせ)

この納税通知書はあなたが共同で取得された鉱業権に対し、課税される鉱区税用の通知書です。共同鉱業権者は連帯納税義務者となりますので同じ税額をそれぞれ通知しております。ついでには送付しました納付書に記載された税額を次の方々のご相談の上、納期限までに納付してください。

住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名
住所 氏名	住所 氏名

鉱 区 税  
納 税 通 知 書

県税	
課税番号	
課税番号	
課税標準	
税率	
課税月数	
課税の 残欠	

お問い合わせ先

税額(円)	
納期限	

上記のとおり納付してください。

沖縄県 事務所長 印

(裏)

**取組の執行概要**  
 本納付通知書を持って下記の金融機関又は沖縄県の機関で納付してください。  
 ① 金融機関 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄建設銀行、コサ信用金庫、阿工組合中央金庫那覇支店、  
 糸島銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連  
 合会本店、鹿児島銀行  
 ② 沖縄県内のゆうちょ銀行・郵便局  
 ※納付期限を過ぎるとゆうちょ銀行・郵便局では納められません。  
 ③ 沖縄県の機関  
 \*以下の機関では、窓口での納付または本納付通知書を同封のうえ現金書留での納付ができま  
 す。  
 〒900-0029 那覇市港町116番地37 (那覇合同庁舎2階)  
 沖縄県那覇県報事務所 TEL 098-967-1377・1387

- 1 出分控第119条及び沖縄県規程第147条の規定により本記の通り納付が課されますので、納付してください。
- 2 納期限までに納付されないとまは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、税額が2,000円未満の場合は全額を切り捨て。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を加算し、年14.6パーセント(当該年の前年に適用特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「納付基礎適用率」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、その年(以下「納付基礎適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合に当該納付基礎適用年における特別基礎割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合に当該特別基礎割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。)を乗じて計算した延滞金を加算されます。
- 3 この処分が課税される場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内、沖縄県知事に対して審査請求をすることになります。審査請求書(印刷用紙)は、なるべく当所を窓口で提出してください。
- 4 この処分が課税される場合には、上記3の審査請求に対する処分を控えることでなければ起算することになります。当該処分を控えた後、審査請求があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。)、処分の取消しの訴えを起算することになります。ただし、次の日から起算して3月以内のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する処分を控えることで起算することになります。
  - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過して起算しないこと。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
  - ③ その処分を控えることにつき正当な理由があるとき。

第179号様式及び第180号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

第181号様式（表）中「㊟」を削り、

納 税 者	
-------------	--

を

納 税 者	住所	
	氏名	

に、

	口	
	円	
取りまとめ郵便局	郵便局	

を

	口	
	円	

に、

納税貯蓄組合名		
取扱金融機関名		
取りまとめ郵便局	郵便局	

を

取扱金融機関名		

に改め、同様式（裏）中「第740条」の次

に「及び沖縄県税条例第159条」を加え、注3を削り、「60日」を「3月」に改め、注4を注3とし、注5を注4とし、「、県内の郵便局」を削る。

第213号様式の次に次の1様式を加える。

**第213号様式の2（狩猟税用）**（用紙 日本工業規格A4縦長型）

狩猟税納税通知書

年 月 日

住所

氏名

殿

沖縄県

事務所長



地方税法第700条の51及び沖縄県税条例第201条の規定に基づき下記の通り狩猟税が課されますので、納付してください。

免許の種類	税率（額）



税額合計	
納期限	
備考	

注1 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、税額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。）を乗じて計算した延滞金が加算されます。

2 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書（正副2通）は、なるべく当所を経由して提出してください。

3 この処分の取消しの訴えは、上記2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。当該裁決を経た後は、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 納付場所 沖縄県指定金融機関、沖縄県指定代理金融機関、沖縄県収納代理金融機関  
第215号様式（表）中

狩猟免許の種類	網猟 わな猟 第1種 第2種	狩猟免許の場所	
狩猟者の登録を受けた日	年 月 日	狩猟者登録番号	第 号

を

狩猟免許の種類	網猟 わな猟 第1種 第2種	狩猟免許の場所	
---------	----------------	---------	--

に

改める。

（沖縄県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

**第2条** 沖縄県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年沖縄県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「規則第5条」を「第5条」に改め、同表8の項中「第15条第4項」を「第15条の2の2第1項又は第2項」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中沖縄県税条例施行規則第20号様式の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の沖縄県税条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

---

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第82号

##### 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成15年沖縄県規則第66号）は、廃止する。

##### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

---

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第83号

##### 知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

---

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第84号

##### 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

（条例別表第1の規則で定める事務）

**第1条** 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号。以下「条例」という。）別表第1の1の項の規則で定める事務は、私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「高等学校等就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）の生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学給付金（以下「沖縄県私立高等学校等奨学給付金」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

**第2条** 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金（以下「高等学校等就学支援金」という。）に相当する額の支援金（以下「沖縄県私立高等学校等学び直し支援金」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務

(2) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務

**第3条** 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて外国人に対し行う保護の変更の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対し行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて外国人に対し行う就労自立給付金の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活保護法第63条の規定に準じて外国人に対し行う保護に要する費用の返還に関する事務
- (7) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて外国人に対し行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

**第4条** 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、知的障害と判定された者に対し知事が交付する手帳をいう。以下同じ。）の交付の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 療育手帳の交付後に行う障害の程度の再判定に関する事務
- (3) 療育手帳の記載事項に変更が生じたときの届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務
- (4) 療育手帳の再交付に関する事務
- (5) 療育手帳の返還に関する事務

**第5条** 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「特別支援学校就学奨励法」という。）によるものを除く。）の経費の算定に必要な資料の受理、当該資料に係る事実についての審査又は当該資料の提出に対する応答に関する事務とする。

**第6条** 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和50年沖縄県条例第8号）による修学奨励金の貸与の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 修学奨励金の返還債務の履行の督促に関する事務

**第7条** 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、県立の高等学校等の生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学給付金（以下「沖縄県高等学校等奨学給付金」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

**第8条** 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金（以下「沖縄県高等学校等学び直し支援金」という。）の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務
- (2) 沖縄県高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出の受理、当該届出に係る事実についての審査又は当該届出に対する応答に関する事務  
（条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報）

**第9条** 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、沖縄県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）とする。

**第10条** 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報
- (2) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

**第11条** 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報（以下「療育手帳関係情報」という。）
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第12条** 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この号において「要保護者等」という。）に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
  - イ 要保護者等に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付の支給に関する情報
  - ウ 要保護者等に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報
  - エ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項又は附則第3条若しくは第6条の資金の貸付けに関する情報
  - オ 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報
  - カ 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
  - キ 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報
  - ク 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
  - ケ 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
  - コ 要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報
  - サ 要保護者等に係る療育手帳関係情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて外国人に対し行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対し行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて外国人に対し行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第13条** 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童の療育手帳関係情報
- (2) 児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第3条の4第1項又は第2項の一部支給停止の適用除外に関する届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該届出に係る児童の療育手帳関係情報
- (4) 児童扶養手当法施行規則第4条の2の障害の状態の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

**第14条** 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第5条の特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る児童の療育手帳関係情報
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において読み替えて準用する児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

**第15条** 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る障害児の療育手帳関係情報とする。

**第16条** 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報
- (2) 沖縄県高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報  
(条例別表第3の規則で定める事務及び特定個人情報)

**第17条** 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報
- (2) 沖縄県私立高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

**第18条** 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁（特別支援学校就学奨励法によるものを除く。）に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費補助金関係情報」という。）
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第19条** 条例別表第3の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は

は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった外国人（以下この号において「外国人要保護者等」という。）に係る特別支援学校就学奨励法第2条の経費の支弁に関する情報

イ 外国人要保護者等に係る特別支援教育就学奨励費補助金関係情報

ウ 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報

(2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて外国人に対し行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて外国人に対し行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じて外国人に対し行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報

(4) 生活保護法第26条の規定に準じて外国人に対し行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報

(5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて外国人に対し行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

**第20条** 条例別表第3の4の項の規則で定める事務は、特別支援学校就学奨励法第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、特別支援学校就学奨励法第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

**第21条** 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校就学奨励法によるものを除く。）の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、特別支援学校就学奨励法第2条第1項の保護者等又は当該保護者等と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

**第22条** 条例別表第3の6の項の規則で定める事務は、沖縄県高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報とする。

**第23条** 条例別表第3の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 沖縄県高等学校等学び直し支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る高等学校等就学支援金の支給に関する情報

(2) 沖縄県高等学校等学び直し支援金に係る保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第656号

沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示

沖縄県行政情報センター等設置運営規程（平成2年沖縄県告示第358号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「並びに保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る決定に対する異議申立て」を「等に係る決定及び不作為についての審査請求」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(5) 本庁各課等及び出先機関で管理する保有個人情報の開示請求等、訂正請求等又は利用停止請求等に係る決定及び不作為についての審査請求の受付に関する事。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 訓 令

### 沖縄県訓令第49号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第8号中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

第6条の2第2号ウ中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

### 沖縄県訓令第50号

土 木 建 築 部

沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県道路監理員規程の一部を改正する訓令

沖縄県道路監理員規程（昭和49年沖縄県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「第47条の3」を「第47条の4」に改める。

第4号様式中「60日」を「3月」に、「沖縄県」を「沖縄県知事」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「審査請求」を「再審査請求」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第9号の改正規定は、平成27年12月25日から施行する。

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第11号

沖縄工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 平 良 敏 昭

#### 沖縄工業用水道供給規程の一部を改正する規程

沖縄工業用水道供給規程（昭和51年沖縄県企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第8号様式中「60日」を「3箇月」に、「沖縄県公営企業管理者に」を「沖縄県知事に」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--